

ID: 98

担当部署: 健幸いきいき部 介護保険課

処分の概要	利用の承認
例規名 根拠条項	東大和市高齢者在宅サービスセンター条例 第7条
例規番号	平成12年条例第34号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条から第8条まで及び東大和市暴力団排除条例第8条の規定による。</p> <p>(利用することができる者)</p> <p>第6条 通所介護を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者で、在宅サービスセンターにおける通所介護がその者の居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)の対象となっているもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、在宅サービスセンターにおける通所介護を行う必要があると指定管理者が認める者</p> <p>2 第1号通所事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等で、在宅サービスセンターにおける第1号通所事業がその者の次に掲げる計画の対象となっているもの</p> <p>ア 介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業により作成された計画であって、介護予防サービス計画に相当するもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、在宅サービスセンターにおける第1号通所事業を行う必要があると指定管理者が認める者</p> <p>3 自主的事业を利用することができる者は、指定管理者が市長の承認を得て定める要件に該当する者とする。</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第7条 在宅サービスセンターの事業を利用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(利用の不承認)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する利用の承認をしない。</p> <p>(1) 秩序を乱すおそれがあると認めたとき。</p> <p>(2) 管理上支障があると認めたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不相当と認めて市長の承認を得たとき。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用の承認(以下「承認」という。)をすることにより、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該承認について定める他の条例(これに基づく規則その他の規程を含む。)の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。</p>	

<b>標準処理期間</b>	7日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 115

担当部署: 健幸いきいき部 介護保険課

処分の概要	保険料の徴収猶予
例規名 根拠条項	東大和市介護保険条例 第8条
例規番号	平成12年条例第29号

## 【基準】

第8条及び東大和市介護保険規則第8条の規定による。

(保険料の徴収猶予)

第8条 市長は、第1号被保険者が次の各号のいずれかに該当する場合において、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、当該第1号被保険者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限から1年以内の期間を限り、その保険料の徴収を猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したことにより、当該第1号被保険者の属する世帯の収入が著しく減少したとき。
- (3) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (4) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休止又は廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- (5) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したとき。

(保険料の徴収猶予又は減免の基準等)

第8条 条例第8条に規定する保険料の徴収猶予又は条例第9条第1項に規定する保険料の減免の基準は、別表第2に定めるところによる。

2 次に掲げる要件に該当する場合は、条例第9条第2項の規定により、減免することができる。この場合における保険料の減免割合は、100分の50とする。

- (1) その属する世帯の構成員全員について、次条の規定による申請の日の属する年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課税されていないこと。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者でないこと。
- (3) その属する世帯に係る基準生活費(生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第1に定める生活扶助基準により算定した費用をいう。以下同じ。)に対する収入認定額(生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の規定に基づき認定した額をいう。)の割合が100分の120未満であること。
- (4) その属する世帯の構成員全員の申請の日における預貯金の総額が基準生活費に12を乗じて得た額未満であること。
- (5) その属する世帯がその居住の用に供する家屋その他の日常生活のために必要な資産

以外に利用し得る資産を有していないこと。

(6) 市町村民税の課税者に扶養されていないこと。

(7) 介護保険料を滞納していないこと。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 116

担当部署: 健幸いきいき部 介護保険課

<b>処分の概要</b>	保険料の減免
<b>例規名 根拠条項</b>	東大和市介護保険条例 第9条第1項及び第2項
<b>例規番号</b>	平成12年条例第29号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条及び東大和市介護保険規則第8条の規定による。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第9条 市長は、第1号被保険者が前条各号のいずれかに該当する場合において、その納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと特に認めるときは、その保険料の減免をすることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、規則で定める要件に該当する第1号被保険者について、保険料の減免をすることができる。</p> <p>3 前2項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより、納期限までに市長に申請しなければならない。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により保険料の減免の決定を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(保険料の徴収猶予又は減免の基準等)</p> <p>第8条 条例第8条に規定する保険料の徴収猶予又は条例第9条第1項に規定する保険料の減免の基準は、別表第2に定めるところによる。</p> <p>2 次に掲げる要件に該当する場合は、条例第9条第2項の規定により、減免することができる。この場合における保険料の減免割合は、100分の50とする。</p> <p>(1) その属する世帯の構成員全員について、次条の規定による申請の日の属する年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課税されていないこと。</p> <p>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者でないこと。</p> <p>(3) その属する世帯に係る基準生活費(生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第1に定める生活扶助基準により算定した費用をいう。以下同じ。)に対する収入認定額(生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の規定に基づき認定した額をいう。)の割合が100分の120未満であること。</p> <p>(4) その属する世帯の構成員全員の申請の日における預貯金の総額が基準生活費に12を乗じて得た額未満であること。</p> <p>(5) その属する世帯がその居住の用に供する家屋その他の日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を有していないこと。</p> <p>(6) 市町村民税の課税者に扶養されていないこと。</p> <p>(7) 介護保険料を滞納していないこと。</p>	
<b>標準処理期間</b>	30日

備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 118

担当部署: 健幸いきいき部 介護保険課

処分の概要	登録の決定		
例規名 根拠条項	東大和市介護保険基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者の登録等に関する規則 第8条		
例規番号	平成12年規則第50号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第8条の規定による。</p> <p>(登録の決定)</p> <p>第8条 市は、第3条、第4条、第5条、第5条の2又は第6条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、居宅サービス基準条例等に規定する基準該当居宅サービス等に関する基準を満たしていると認めるときは、登録の決定をするものとする。</p> <p>2 市は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、法第47条第1項第1号に規定する市町村の条例又は法第59条第1項第1号に規定する市町村の条例(以下「居宅介護支援基準条例等」という。)に規定する基準該当居宅介護支援等に関する基準を満たしていると認めるときは、登録の決定をするものとする。</p> <p>3 市は、前2項の規定により登録することに決定したときは、事業所ごとに登録番号を付し、東大和市介護保険基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者登録台帳に登録するとともに、東大和市介護保険基準該当居宅サービス等事業者等登録決定通知書(第7号様式)により、当該事業者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日